

資料 2-2

令和6年1月31日(水)
国民健康保険運営協議会資料

第3期 滋賀県国民健康保険運営方針

市町意見に対する県の回答

第3期 滋賀県国民健康保険運営方針 市町意見に対する県の回答(案)

番号	意見	回答
財政安定化基金への計画的な積立		
1	<p>令和8年度までの基金の目標保有額について、保険給付費の過去3か年平均の5%程度とされているが、被保険者の保険料負担の平準化のため、保有額5%程度を優先するのではなく標準保険料率の伸びの平準化を優先することとされたい。</p> <p>そのため、積立金額については、柔軟に取扱うこととされたい。</p>	<p>県財政安定化基金への積立の目的は、令和9年度に保険料水準を統一した後、標準保険料を平準化するためです。</p>
2	<p>令和9年度を保険料水準の統一目標年度とする中で、県として保険料率の年度間調整の役割を果たすため、過去3年の保険給付費の5%程度を目標額に財政安定化基金を保有されることは、必要性があるものとする。</p> <p>ただし、当該年度の被保険者負担の軽減に活用し得る公費を将来に向けた積立に回すことは、当該年度の被保険者負担を増加させることと表裏一体の関係にある。</p> <p>毎年の積立にあたってはこの点に十分に配慮いただき、前年と比べ大幅な被保険者負担の増が見込まれる年度は、積立目標額に関わらず基金活用いただくなど、柔軟に対応いただきたい。</p>	<p>そのため、保険料水準を統一した後は、市町が今まで市町基金等により財政調整を行っていた機能を県が完全に担うこととなります。</p> <p>現在、県、市町とも大変厳しい財政状況ですが、今後の滋賀県全体の国保財政運営を見据え、計画的に積立を行っていきます。</p> <p>なお、積立につきましては、毎年市町連携会議等の場において市町と協議させていただきます。</p>
納付金の精算制度について		
3	<p>納付金の精算制度の導入にあたっては、市町の国保事業の運営に支障をきたさないような制度の構築に努めること。</p>	<p>納付金の精算制度については、本年度からシミュレーションなどを行いながら制度設計を検討し、市町の財政運営に支障をきたさないよう努めていきます。</p>
4	<p>納付金の精算制度について、統一前に具体的な内容を市町とよく協議していただきたい。</p>	
県2号繰入金の拡充について		

第3期 滋賀県国民健康保険運営方針 市町意見に対する県の回答(案)

番号	意見	回答
5	<p>県2号繰入金の拡充について、統一前に具体的な内容を市町とよく協議していただきたい。</p>	<p>県2号繰入金の拡充については、令和9年度の保険料水準の統一に向け、今後も市町と協議をし、必要事項については改正等をしていきます。</p>
<p>その他標準保険料の算定に関すること</p>		
6	<p>保険料の減免は市町ごとに条例で定めており、現在、減免基準は市町ごとに異なる。については、保険料水準統一時において市町間(被保険者等)の格差が生じないよう滋賀県が主体となって協議・調整を図ること。</p>	<p>減免基準の在り方については、現在、資格管理・給付事務部会や収納対策部会で基準の統一等について協議、調整しているところであり、引き続き減免基準の在り方について検討をしていきます。</p>
7	<p>市町ごとに異なる地方単独事業による国費等の減額調整に対する繰入基準の統一は保険料水準の統一に向けての課題となっていることから、市町で不公平にならないよう滋賀県が主体となって協議・調整を行い、保険料水準統一までに統一を図ること。</p>	<p>左記の事項については、県、市町の財政状況等を総合的に勘案する必要があるため、地方単独事業(福祉医療助成制度)の減額調整分に対する繰入基準については、今後市町と話し合うこととし、その結果を踏まえて県給付対策費補助金の取り扱いについて検討をしていきます。</p>
8	<p>地方単独事業の減額調整分について、繰入基準を統一すると繰入割合を増やす必要がある市町が出てくることから、課題解決に向け、市町のみ負担を求めるのではなく、滋賀県による財政的支援を拡大すること。</p>	<p>左記の事項については、県、市町の財政状況等を総合的に勘案する必要があるため、地方単独事業(福祉医療助成制度)の減額調整分に対する繰入基準については、今後市町と話し合うこととし、その結果を踏まえて県給付対策費補助金の取り扱いについて検討をしていきます。</p>

第3期 滋賀県国民健康保険運営方針 市町意見に対する県の回答(案)

番号	意見	回答
9	<p>当該年度の剰余金は、原則として速やかに被保険者に還元されるべきものであることを念頭に置かれたうえで、今後も毎年の剰余金の活用方法について市町の意見を反映いただきたい。</p>	<p>剰余金については、毎年度取扱を市町と協議し納付金を減らす財源にするのか、財政安定化基金へ積み立てるのかなどについて検討をしていきます。</p>
10	<p>統一後の標準保険料率については、毎年改定していくとなると、市町の負担や被保険者への影響が大きいいため、隔年改定等ができないか、市町と検討してほしい</p>	<p>ご意見については、中間見直し（令和8年度）において検討をしていきます。</p>
11	<p>令和6年度から国は地方単独事業に係る財政負担の減額措置について、子育て支援等の取組を阻害しないよう、18歳未満までの子どもに係る減額措置を廃止される。 本件趣旨を考慮すると子ども均等割も同様に廃止すべきである。 国の施策に矛盾があり、早急に是正されるよう要望を行うべきではないか。</p>	<p>子ども均等割の在り方については、子育て世帯の更なる経済的負担軽減の観点などから、対象範囲や軽減割合の拡充に向けて機会あるごとに全国知事会などを通じて要望をおこなっていきます。</p>
<p>保健事業の取組に関する事項</p>		
12	<p>各市町における特定健診受診率および特定保健指導実施率の上位と下位では大きな開きがあり、保健事業の平準化も必要なことから、受診率および実施率の低い市町への県の支援を強化していただきたい。</p>	<p>県においては、県国民健康保険保健事業実施計画（県データヘルス計画）を策定し、特定健診、特定保健指導への市町支援を、国民健康保険団体連合会とともに強化していきます。</p>

第3期 滋賀県国民健康保険運営方針 市町意見に対する県の回答(案)

番号	意見	回答
13	<p>保険料水準の統一による保険財政の安定は大切であるが、現状、市町が実施している特色ある保健事業等が引続き実施出来るよう、取組みを推進願いたい。</p>	<p>保険料水準を統一した後も、市町の特色ある保健事業が実施できるような制度設計を考えています。 また、これらを行うことにより、県全体の保健事業の底上げ（充実強化）が図れるよう取り組んでいきます。</p>
その他の事項		
14	<p>被保険者の負担の公平性を実現するため保険料水準が統一されるのであれば、医療資源へのアクセスの公平性もしっかりと担保することが重要であると考えます。</p>	<p>県は、地域医療構想、医師確保計画および外来医療計画等に基づき、地域の実情に応じた医療資源の配置・活用さらには偏在の解消を図っていきます。</p>
15	<p>低所得者が多いという構造的な課題を抱えていることから、県の財政的支援並びに国に対しても一層の対策強化の要望を強めていただきたい。</p>	
16	<p>平成30年度に実施された国保改革により、国保財政の強化のため、毎年度3,400億円の公費が投入されている一方で、高齢化等を背景として、年々、医療費（標準保険料）が高騰している。 国保は高齢者や低所得者が多く、今後、保険税(料)を引上げ続けることは困難である。 一層の公費拡充、低所得者軽減のあり方等の再検討等を図ることを国に強く要望願いたい。</p>	<p>国民健康保険制度は、国がスキームをつくっているものであるため、国として財政基盤の確立を行っていく必要があると考えます。 公費の拡充や、国保制度の問題点などについては、機会あるごとに全国知事会などを通じて国へ要望を行っていきます。</p>